

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項の表中

「

駐車場 (等々 力緑地 にあつ ては、 第1駐 車場、 第2駐 車場及 び第3	大師公 園及び 等々力 緑地	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円
	生田綠 地	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	300円
				超過時間30分までごとに	150円
		準中型 自動車 中型自 動車	1台	1時間まで	700円

駐車場)	動車 大型自動車	1回	超過時間30分までごとに	350円
------	-------------	----	--------------	------

」

を

大師公園 駐車場 (等々力緑地にあつては、第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場)	普通自動車	1台	1時間まで	200円
			超過時間30分までごとに	100円
		1台	1時間まで	500円
			超過時間30分までごとに	250円
	普通自動車(第1駐車場)	1台	1時間まで	240円
			超過時間30分までごとに	120円
		1台	1時間まで	300円
			超過時間30分までごとに	150円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車 (第2駐車場)	1台	1時間まで	800円
			超過時間30分までごとに	400円
	普通自	1台	1時間まで	300円

生田緑地	動車	1回	超過時間30分までごとに	150円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	700円
			超過時間30分までごとに	350円

]

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定（第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場（以下「駐車場」という。）に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、同日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

等々力緑地の駐車場の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。